

# 介護保険課からのお知らせ

1



# 目次

P 4

1. 認定申請の変更点

P 5~7

2. 暫定プランについて

P 8

3. 居宅サービス等計画作成依頼届出書の注意点

P 9~11

4. 2人以上の職員による訪問サービス提供時の費用の一部補助について

# 目次

P | 2 5. Q & Aについて

P | 3 6. 各種届出について

P | 4 7. 介護保険課お問い合わせの連絡先

P | 5 8. 兵庫県からのお知らせ（別紙あり）

# 認定申請の際の変更点と注意点

## 三木市介護保険【要介護・要支援】認定申請書

三木市長 様

介護保険法の規定に基づき、次のとおり申請します。

新規 更新 要介護・要支援状態区分変更  
新規 (要支援者の要介護への区分変更) 転入

申請年月日 年 月 日

被 保 険 者	介護保険被保険者番号		個人番号	
	医療保険被保険者名	被保険者番号		
	フリガナ	記号	番号	扶番号
	氏名	生年月日	年 月 日	
	住所 (住民登録地)	電話番号		
	訪問調査先 (上記と異なる場合)	電話番号		<input type="checkbox"/> 入院(所)中
	訪問調査について	立会希望(有・無)	氏名( )	続柄( )
	現在の要介護状態区分等	更新・変更時のみ記入	要介護状態区分	要介護(1 2 3 4 5)
	変更申請の理由 ※(変更時のみ記入)	有効期間	年 月 日から	年 月 日
	連絡事項 (事前に伝えたい事等)	転入時のみ記入	転出元市町村名( )	受給資格証明書(有・無)

申請区分・申請日の記入モシ  
 原則、申請日の当日しか受付できません(土日祝日等で市役所が閉庁日を除く)。

### 原則個人番号の記載

ただし、個人番号を記載できない場合は、その理由を連絡事項に記載してください。  
 例) 入院中のため確認できる書類がなかった。  
 個人番号の記入を拒否された。等

### 2号の被保険者の取扱い

マイナ保険証がない場合は、資格者確認書や有効期限内の現行の健康保険証の提示を求めます。  
 ※現行の健康保険証は令和7年12月1日まで

個人番号																			
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

区分変更の場合は、「変更申請の理由」を必ず記入すること。

新規や更新の場合は、身体状況やサービスの利用有無、どんなサービスを希望しているのかを記入してください。

主治医意見書の提出が遅れると、認定結果が遅延することがあります。受診および問診票の提出を促してください。  
 また、介護保険の申請をしたこと、市から意見書が送られてくることを伝えてください。

2号の方は、医師から診断された特定疾病名を必ず記入してください。

署名モシがないか再度確認。

提出代行者 申請代理人 名称・氏名	該当に○(居宅介護支援事業者・特養・老健・療養型・医療院・家族・地域包括支援センター・その他) 担当者氏名( )
住所又は所在地	電話番号

※主治医の氏名が不明(名字しか分からない等)な場合は、同欄に「診療科」を記入してください。

主治医	主治医氏名	医療機関
	所在地	電話番号

第2号被保険者(40歳から64歳の医療保険加入者)のみ記入 ※医療保険者証のコピーを添付してください。

特定疾病名	
-------	--

・上記提出代行者・申請代理人に申請行為を委任します。  
 ・介護サービス等計画を作成するために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書を、三木市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を作成した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。

被保険者氏名	(代筆者氏名)
--------	---------

確認事項	備考	担当
被保険者証 [回収・紛失]		
結果通知先 [自宅・包括・提出代行者・その他( )]		



### 3. 暫定プランについて

#### (1) 暫定プランの取扱いについて

- 要介護・要支援認定の新規申請・区分変更申請など、認定申請後に要介護度（要支援度）が確定するまでの間は、暫定プランを作成することで当該プランに基づいてサービスを利用することができます。
- 介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚労省令第36号）第64条第1項において、指定居宅サービスを受ける場合であって、指定居宅介護支援等を受けることにつきあらかじめ市町村に居宅サービス計画作成依頼届出書（以下「居宅サービス計画書」という。）を届け出た場合は、現物給付の扱いとなります。届出と暫定プランを作成していない被保険者については、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担し、申請により償還払いとなります。



### 3. 暫定プランについて

#### (2) 暫定プランの作成が想定される場合

- 新規に要介護認定を申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合
- 要介護認定者が、区分変更申請を行い、認定結果が出るまでの間にサービスを利用する場合
- 要介護認定者が、更新申請を行い認定結果が認定有効期間までに確定しない場合

暫定ケアプランの取扱いは、**サービスの開始前**に、居宅サービス計画届を必ず提出していることが前提です。

**提出忘れ等で月を跨いでの遡りは、受付できません。**

見込みと違う結果が見込まれる場合は、**要介護・要支援双方の居宅サービス計画書**を提出した上で、サービスを開始してください。

居宅介護支援事業所と地域包括支援センターで事前協議を行い、連携し対応出来るようにしてください。（支援経過に記録）

【根拠法令等】 介護保険法第46条第4項

## 3. 暫定プランについて

### (3) 暫定プランの留意事項

- ➡ 認定結果が、暫定プランで設定した要介護度よりも低く認定された場合、介護サービスに要する費用の全部又は一部が自己負担になる場合があるため、予め利用者や家族に十分に説明してください。



# 居宅サービス等計画作成依頼届の注意点

<input type="checkbox"/> 居宅サービス計画	<input type="checkbox"/> 介護予防サービス計画	<input type="checkbox"/> 介護予防ケアマネジメント依頼	区分 新規・変更
-----------------------------------	-------------------------------------	---	-------------

記入モシがないか再度確認。

被保険者氏名 フリガナ	被保険者番号
	個人番号
	生年月日 年 月 日

以前、契約を結んでいたが一時的にサービスを使っていない期間があったので、もう一度届出書を提出しないとイケないのか



一度契約が終了したのであれば、届出書の提出は必要。  
そのまま契約が続いているのであれば、届出書の提出は不要。

居宅サービス等計画の作成を依頼(変更)する支援事業者		
事業所名	所在地	〒 電話番号
事業所番号		

事業所を変更する場合の理由等(※変更する場合のみ記入してください。)

変更年月日  
( 年 月 日付)

**変更の場合**  
契約日もしくはサービス開始日を記入

小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無

※小規模多機能型居宅介護の利用前の居宅サービス(居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護を除く。)及び地域密着型サービス(変更対応型訪問介護、認知症対応型通所介護及び認知症対応型共同生活介護(仮称利用型))の利用の有無を記入してください。

同一月の居宅サービス等の利用あり(利用したサービス: )

同一月の居宅サービス等の利用なし

三木市長 様  
上記の支援事業者に居宅サービス等計画の作成を依頼することを届け出ます。また、居宅サービス等の提供を適切に行うため、居宅サービス等計画の内容を主治医、サービス提供事業者等に対して、情報提供することに同意します。

年 月 日

被保険者(本人) 住 所 〒

**新規の場合**  
契約日もしくはサービス開始日を記入

月を遡っての受付は出来ませんので、必ず**サービス開始前に**届出をお願いします。

被保険者氏名

電話番号

(注意) 1 この届出書は、郵送申請時、若しくは、居宅サービス等計画の作成を依頼する支援事業所が快みり次第速やかに三木市へ提出してください。  
2 支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、必ず三木市へ届け出てください。届出のない場合は、介護保険居宅サービス等に関する費用の金額を立て替えていただくことがあります。

備考	届出	受付印
<input type="checkbox"/> 被保険者資格 <input type="checkbox"/> 被保険者証(回収・紛失) 交付方法(窓口・郵送・その他) 交付者(事業者・被保険者・その他) 返却日 月 日		



## 4. 2人以上の職員による訪問サービス提供時の費用の一部補助について

### (1) 補助金申請の流れ

訪問看護師・訪問介護員がサービス提供をする際に、利用者やその家族から暴力行為等で2人以上の訪問が必要なケースで利用者及びその家族の同意が得られず、介護報酬上の2人訪問加算が算定できない場合に加算相当額の一部を補助します。

※対象ケースがあれば三木市介護保険課までお問合せください。

事前協議  
(利用者の状況確認)

交付申請

実績報告

※随時、現況報告書の提出により利用者の状況確認を行います。

## 4. 2人以上の職員による訪問サービス提供時の費用の一部補助について

### (2) 補助対象となる暴力行為の例

迷惑行為	じっと見つめる、にらむ、必要以上に接近する、盗撮行為
暴言	訪問者等への悪口、侮辱
過大なクレーム	威嚇など激しい口調で問い詰める、過度に金銭や謝罪、サービス提供等を要求するなど社会通念上過大と考えられるクレーム
ストーカー行為	事業所等への押しかけ、頻繁な電話、メール等
セクシュアルハラ メント	ボディタッチ、わいせつ発言等
脅迫	殴る、暴力性
暴力行為	素手又は物によって殴る、蹴る、物を投げつける等
器物破損行為	故意に訪問者の者を壊す、汚す等

## 4. 2人以上の職員による訪問サービス提供時の費用の一部補助について

### (3) 補助単価について

#### 補助単価

※負担割合・・・県 1/3 市 1/3 事業所 1/3

区分			補助単価
訪問看護 (介護予防を含む)	看護師等による 複数名訪問	30分未満	2,540/回
		30分以上	4,020/回
	看護師等と看護補助者による 複数名訪問	30分未満	2,010/回
		30分以上	3,170/回
訪問介護 (介護予防を除く)	訪問介護による 複数名訪問	20分未満	1,630/回
		20分以上30分未満	2,440/回
		30分以上1時間未満	3,870/回

#### 例

看護師等による複数名訪問 30分未満 1回



$2,540円 \times 2/3 \div 1,690円$

1,690円を事務所へ補助(10円未満切り捨て)



## 5. Q & Aについて

市ホームページにて、介護事業所からよくある質問を掲載しています。

➤ <https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/30/2791.html>

【組織でさがす➤介護保険課➤介護保険サービス事業所の方へ】

The screenshot shows the Miki City website interface. At the top, there is a navigation bar with the city logo and name '三木市 Miki city web site'. Below the logo, there are several utility buttons: '本文へ', 'サイトマップ', 'Language', '文字サイズ 拡大 標準', '色合い変更 白 青 黒', and a search box labeled '検索'. A secondary row of buttons includes '組織でさがす', 'イベントカレンダー', 'がいこくじのかたへ', '防災情報', and '休日当番医'. A horizontal menu below these buttons lists various city services: 'くらし・手続き', '子育て・教育', '健康・福祉', '産業・観光', '市政情報', and '安全・安心'. The main content area shows the breadcrumb trail: '現在地 トップページ > 組織でさがす' and '足跡 三木市役所 > 組織でさがす > 介護保険課 > 介護保険サービス事業者の方へ'. The main heading is '介護保険サービス事業者の方へ'. Below the heading are buttons for '印刷', '文字を大きくして印刷', and '更新日: 2025年2月13日更新'. A red box highlights the Q&A content: '(事業所向け) 介護報酬の算定等に係るQ&Aについて (R6年10月現在)'. Below this, it states: '介護保険事業所からよくある問い合わせを取りまとめましたので、業務の参考にさせていただけたらと思います。' At the bottom, there is a link: '介護報酬の算定等に係るQ&A [Excelファイル/97KB]'. On the right side of the page, there are several red and pink boxes with notices: '大切なお知らせ', '三木市内で火災が多発しています', and '三木の魅力が盛りだくさん! / 三木市ふるさと納税'. At the bottom right, there is a search icon and the text '見つからないときは'.

# 6. 各種届出について

13

市ホームページにて、居宅介護支援事業所者の運営における届出等について掲載しております。

➤ <https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/30/2791.html>

【組織でさがす➤介護保険課➤介護保険サービス事業所の方へ】

## 居宅介護支援事業者の運営における届出等について

### 特定事業所集中減算について

正当な理由なく、当該事業所において判定期間（前6月）に作成されたケアプランに位置付けられた訪問介護サービス等について、下記に定める計算方法により算出された割合が80%を超えている場合、減算適用期間の居宅介護費すべてについて、1月につき1県200単位を減算されます。介護支援事業所は、毎年度2回、特定事業所集中減算に係る判定を実施してください。

※地域密着型通所介護の判定方法については、介護保険最新情報Vol.533及び平成30年度報酬改定Q&A（Vol1）問135を参照してください。

提出期限 前期：9月15日、後期：3月15日

[制度概要 \[PDFファイル/2.53MB\]](#)

[様式 \[Excelファイル/45KB\]](#)

### 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

福祉用具の貸与に当たって、保険者（三木市）が例外給付の確認をする必要がある時は、次の書類を提出してください。

### 例外給付確認申請の運用について

[三木市の福祉用具例外給付の取扱について \[PDFファイル/516KB\]](#)

### 提出書類

- 1 [例外給付確認申請書 \[Wordファイル/22KB\]](#)
- 2 居宅(介護予防)サービス計画書
- 3 サービス担当者会議の記録
- 4 福祉用具を必要とする理由が確認できる書類（該当部分に蛍光ペン等で線を引いてください）

(例) 主治医意見書、[例外給付診断書\(表面,裏面\) \[PDFファイル/171KB\]](#)、[主治医意見書聴取記録 \[Wordファイル/16KB\]](#) など

### 提出時期、提出先

提出時期

福祉用具貸与が必要となる月中

提出先

居宅介護(予防)支援事業所(ケアマネジャー)から、三木市介護保険課保険給付係に提出してください。

その他

市の確認後、居宅介護(予防)支援事業所に確認通知書をお送りします。

確認申請は、認定期間の更新の都度、必要となります。

### 短期入所を認定有効期間の半数を超えて利用する場合の届出書

短期入所生活（療養）介護は「自立した在宅生活の維持」のために利用されるものです。このため、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用日数が認定有効期間のおおむね半数を超えないようにすることが定められています。

しかしながら、利用者の心身等の状況や本人・家族等の意向に照らして、短期入所が特に必要と認められる場合は、これを上回る日数を計画に位置付けることも可能となっています。

該当する場合は、居宅介護(予防)支援事業所から市に届出書を提出してください。

### 提出書類

- 1 [認定有効期間の半数を超える短期入所の届出書 \[Wordファイル/45KB\]](#)
- 2 居宅サービス計画書(第1表～第3表)等
- 3 サービス担当者会議の要点

### 提出先

居宅介護(予防)支援事業所(ケアマネジャー)から、三木市介護保険課保険給付係に提出してください。

## 訪問介護(生活援助中心型)が規定回数以上となるケアプランの届出

厚生労働大臣が告示で定める回数以上の生活援助中心型サービスを位置付けた場合は、市にケアプランを届け出てください。

### 提出書類

- 1 [訪問介護が規定回数以上となるケアプランの届出書 \[Wordファイル/40KB\]](#)
- 2 居宅サービス計画書等(第1表～第3表)
- 3 サービス担当者会議の要点(第4表) など

<https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/30/2791.html>

2025/03/04 18:07

介護保険サービス事業者の方へ - 三木市ホームページ

### 提出先

居宅介護(予防)支援事業所(ケアマネジャー)から、三木市介護保険課保険給付係に提出してください。

## 7. 三木市介護保険課お問い合わせの連絡先

☎0794-82-2000（代表）

🕒8：30～17：00（土日祝除く）

※重要事項説明書等に記載される三木市介護保険課の情報は上記をご参照ください。



## 8. 兵庫県からののお知らせ

Hyogo Prefecture

32

★ 兵庫県ホームページで様々なご案内をしています！

対象	内容	QRコード
事業者・ 介護従事者 の方向け	<a href="#">厚生労働省や県からの事務連絡・通知など（随時掲載）</a>	
	<a href="#">研修や補助事業などに関する県からののお知らせ（随時掲載）</a>	
	<a href="#">介護人材の確保や支援に関する情報</a>	
	<a href="#">介護施設等の整備補助や財産処分に関する情報</a>	
	<a href="#">介護支援専門員（ケアマネジャー）に関する情報</a>	
県民の方 向け	<a href="#">介護保険制度・介護サービス、介護の仕事や資格に関する情報</a>	